

平成 17 年 4 月 1 日制定  
平成 17 年 6 月 1 日一部改正  
平成 18 年 4 月 1 日一部改正  
平成 20 年 5 月 1 日一部改正  
平成 21 年 5 月 1 日一部改正  
平成 22 年 5 月 1 日一部改正  
平成 23 年 4 月 1 日一部改正  
平成 24 年 4 月 1 日一部改正  
平成 25 年 4 月 1 日一部改正  
平成 26 年 4 月 1 日一部改正  
平成 26 年 10 月 1 日一部改正  
平成 27 年 4 月 1 日一部改正  
平成 28 年 4 月 1 日一部改正  
平成 29 年 4 月 3 日一部改正  
平成 30 年 4 月 2 日一部改正  
平成 31 年 4 月 1 日一部改正  
令和 6 年 12 月 2 日一部改正

[保健福祉部保健所健康づくり課]

## 1 目的

生活習慣病の早期発見と早期治療を促進し、市民の健康保持と増進を図る。

## 2 健康診査・検診の種類

がん検診、骨粗鬆症検診及び生活保護受給者等健康診査とし、その区分は別表のとおりとする。

## 3 対象者

市民であり、事業所等で健康診査・検診を受ける機会（労働安全衛生法、各種医療保険による保健事業のなかで受ける検診の機会等）のない者。

ただし、肺がん検診については、社会保険被保険者（任意継続被保険者を除く）は除く。各健康診査・検診の対象者の詳細については別表のとおりとする。

## 4 実施内容

(1) 健康診査・検診の受診回数は、1人につき年度内に1回とする。

(2) 健康診査・検診は施設検診とする。ただし、子宮頸がん検診及び乳がん検診は施設検診及び集団検診とする。

(3) 健康診査・検診の実施期間は、5月20日（ただし、日曜日の場合はその翌日）から翌年1月31日（ただし、日曜日の場合はその前日）までとする。

ただし、大腸がん検診、肺がん検診の喀痰検査及び生活保護者等健康診査については、検診受付は1月31日（ただし、日曜日の場合はその前日。以下「検診受付日」という。）まで、検体受け取りは検診受付日の7日後まで、健康診査の眼底検査は検診受付日の14日後まで、尿検査は検診受付日の10日後までとする。

(4) 健康診査・検診の再検査（子宮頸がん検診を除く。）は、原則検診実施日より1ヶ月以内に実施する。

(5) 前号の規定にかかわらず、胃がん検診、肺がん検診及び乳がん検診の再検査は、その結果を最終読影日に判定できるよう、行うものとする。

(6) 子宮頸がん検診の再検査は、当該年度の3月31日までにその結果の発送を行うことができるよう、実施するものとする。

## 5 健康診査・検診の結果区分

別表のとおりとする。

## 6 健康診査・検診結果通知

別表のとおりとする。

## 7 費用の免除

市長は、健康診査・検診を受診しようとする者が次のいずれかに該当する者であると認めるときは、費用の一部徴収金を免除することができる。

(1) 後期高齢者医療の被保険者

(2) 医療保険に加入している70歳から74歳までの者

(3) 生活保護法による被保護世帯に属する者

- (4) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯に属する者
- (5) 市民税非課税世帯に属する者
- (6) その他市長が特に必要と認めた者

## 8 規定外事項

この要領に定めるもののほか、健康診査・検診実施に必要な事項については、その都度定めるものとする。

### 附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。

### 附 則

ただし、平成 23 年度の健診実施期間は集団健診を除き 6 月 1 日からとする。

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 2 日から施行する。

### 附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

### 附 則

この要領は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

別表  
がん検診、骨粗鬆症検診及び生活保護受給者等健康診査実施項目

項目		対象者～年齢及び該当条件～	受診間隔	検査項目	結果区分	結果通知
肺がん検診	胸部X線検査	40歳以上の者とする。ただし、呼吸器疾患により治療中の者は除く。	毎年	問診、胸部X線撮影	「異常認めず」「要精密検査」「要喀痰再検査」	郡山市が受診者に郵送で通知する
	喀痰検査	胸部X線検査を受けた者のうち次のいずれかに該当する者とする。 (1)50歳以上で喫煙指数が600以上の者。ただしタバコをやめて10年以上の者は除く。 (2)40歳以上で最近6か月以内に血痰のあった者 (3)40歳以上で医師が必要と認めた者も含む。	毎年	喀痰細胞診		
胃がん検診	胃部X線検査	50歳以上の者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。 (1)胃疾患により治療中の者 (2)過去に胃・食道の手術を受けたことがある者	毎年	問診、胃部X線撮影	「異常認めず」「経過観察」「要精密検査」	郡山市が受診者に郵送で通知する
	胃部内視鏡検査	50歳以上の者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。 (1)胃疾患により治療中の者 (2)胃・食道の手術を受けて半年に満たない者 (3)胃全摘術後の者 (4)妊娠中の者 (5)疾患の種類にかかわらず、入院中の者	毎年	問診、胃部内視鏡撮影	「異常認めず」「経過観察」「要精密検査」「要医療」	検診実施医療機関が受診者に説明するとともに郡山市が受診者に郵送で通知する
大腸がん検診		40歳以上の者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。 (1)大腸がんの既往のある者(治療中、経過観察中含む) (2)大腸疾患により治療中の者 (3)前年度の検診で要精密検査と判定され、精密検査未受診の者	毎年	問診、便潜血検査	「異常認めず」「要精密検査」	郡山市が受診者に郵送で通知する
子宮頸がん検診		20歳以上の女性で偶数年齢に達する者とする。ただし、前年度受診できなかった奇数年齢の者で、受診希望者も対象とする。(次年度は、偶数年齢であり本来の検診該当となる。)子宮全摘出術の既往のある者(子宮頸部のない者)は除く。	隔年 (1年おき)	問診、視診、内診、子宮頸部細胞診	「異常なし」「要精検」「要再検」	検診実施医療機関が受診者に通知もしくは説明する
乳がん検診	マンモグラフィ	40歳以上の女性で偶数年齢に達する者とする。ただし前年度受診できなかった奇数年齢の者で、受診希望者も対象とする。(次年度は、偶数年齢であり本来の検診該当となる。)次のいずれかに該当する者は除く。 (1)乳房疾患により治療中の者 (2)明らかに病気が疑われるような自覚症状(しこり・血性乳頭分泌・乳白りのたれ)のある者 (3)乳がんの既往のある者(10年以内) (4)授乳中の者 (5)断乳直後の者(但し、妊娠前の乳房に戻った者は除く) (6)現在妊娠している、または妊娠している可能性のある者 (7)乳房の片方を切除した者 (8)豊胸術をしている者 (9)ペースメーカー埋没術をしている者 (10)脳シャントチューブを挿入している者 (11)ポートを挿入している者 (12)胸郭の著しい変形や円背、乳腺未発達等で乳房を機器で挟めない者 ただし、(7)～(12)は、医師が撮影可能と判断した場合、本人の了解を得た上で対象者とする。	隔年 (1年おき)	問診、乳房エックス線検査 (マンモグラフィ)	集団検診は「異常認めず」「要精検」「判定不能」  施設検診は「異常認めず」「異常認めず(片側のみ)」「要精密検査」	郡山市が受診者に郵送で通知する
前立腺がん検診		50歳以上の男性で偶数年齢に達する者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は除く。 (1)前立腺疾患により治療中の者、または経過観察中の者 (2)前立腺手術後の者	隔年 (1年おき)	問診、PSA検査	「異常認めず」「要精密検査」	郡山市が受診者に郵送で通知する
骨粗鬆症検診		女性で40、45、50、55、60、65、70歳になる者。ただし、骨粗鬆症で治療中の者、人工透析の治療を受けているものは除く。	該当する年	問診、骨塩定量測定	「異常なし」「要指導」「要精密検査」	検診実施医療機関が受診者に説明する
生活保護受給者等健康診査		40歳から74歳で生活保護法による被保護世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯に属する者。  75歳以上で生活保護法による被保護世帯に属する者及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付世帯に属する者。	毎年	市特定健康診査と同項目  市後期高齢者健康診査と同項目	「異常認めず」「要指導」「受診勧奨」「要治療継続」	郡山市が受診者に郵送で通知する  郡山市が受診者に郵送で通知する

※年齢は当該年度内(翌年3月31日)の到達年齢とする。

※X線撮影を伴う肺がん検診・胃がん検診(バリウム)・乳がん検診は、妊娠中または妊娠の可能性のある者は検診対象外とする。

※がん検診においては、明らかに病気を疑われるような自覚症状のある者は検診対象外とする。

※通知方法については原則郵送で通知するが、本人の申し出により窓口で手渡しすることも可能とする。